

学芸員資格について

学芸員とは

博物館（郷土博物館、美術館、文学館、歴史資料館、科学館…など）で、専門的な仕事をする職種です。

学芸員資格とは

学芸員になるための資格。博物館法によって定められている国家資格。

（社会教育主事、司書、学芸員の3つの資格を、「社会教育の国家3資格」と言ったりします。）

学芸員資格を取るには（学生便覧も参照）

大学で、学芸員資格取得に必要な科目（下記、9科目19単位）を履修して単位を修得し、大学を卒業する（学士）と、学芸員資格を得ることができます。＊医師免許のような、国家試験を通る必要はありません。

学芸員になるには

学芸員資格を持っても、実際に学芸員になれるわけではありません。各地の博物館が募集する採用試験に合格して、そのうえで「学芸員に任ずる」という辞令をもらって初めて学芸員になることができます。（任用資格）

＊教員免許を持っても、教員採用試験に合格しないと教員になれないのと同じ。

学芸員の募集はたいへん少なく、あった場合もその採用試験は何十倍という競争率なので、学芸員資格を持っても、実際に学芸員になるのはとても難しいのが現状です（ただ日本中のどこかでは随時募集しているので、地域を選ばなければなれることもあります）。また最近是非常勤職員での採用が多いです。

学芸員資格を取る意味

- ・履歴書の資格欄に、「学芸員資格」と記入することができます。
- ・一般企業や行政組織に就職した場合でも、学芸員資格を持っていることによって、文化的な部署への配属が有利になることもあります。
- ・生涯学習社会の到来のなかで、博物館や学芸員の視点を通して学んでおくことは、これらからの人生において有益でしょう。

学芸員資格関係の授業を履修するさいの注意

- ・詳しくは学生便覧や、下記科目のシラバスをよく読んでください。
- ・できるだけ次の配当年次にそって必要な単位を修得してってください。なかでも「博物館概論」は、他の授業の入門的な内容なので、可能な限り1年次に取っておいてください。

1年次「生涯学習概論Ⅰ」「博物館概論」 2年次「博物館経営論」「博物館資料論」「博物館教育論」
3年次「博物館展示論」「博物館実習」 4年次「博物館資料保存論」「博物館情報・メディア論」

- ・これらの中で「博物館実習」は、履修できる条件を設けています。

「博物館概論」を履修済みであること。かつ「博物館資料論」「博物館経営論」「博物館教育論」のすべてで「良」以上を修めていること（未修であったり、「可」「不可」を取った場合は受講できない）。

＊つまり、9科目のうちわずか3科目で、少なくとも平均点ぐらいいは取ってくださいということです。この最低限の履修条件を満たせない場合は、「博物館実習」を受けることはできず、結果的に在学中に学芸員の資格を取ることはできなくなります。

3、4年次の初め（3月下旬～4月上旬）に博物館実習ガイダンスを行います。3、4年生の履修希望者は必ず出席してください。日時場所は、web掲示板などで別途通知します。

質問、相談、問い合わせ先

堀切まで。 研究室：A515 メールアドレス：horikiri@sz.tokoha-u.ac.jp